

高齢者等配食サービス事業 //

令和7年4月1日

心身機能の低下により買い物や食事の支度が困難な高齢者世帯等に、食事を配達することにより、高齢者等の安否を確認し、自立生活の助長を促します。

➤対象者

市内に住所を有し、心身の状況から食事の確保が困難な方のみで構成される世帯の方で、次の①～④のいずれかに該当する安否確認を必要とする方

- ① 65歳以上の方
- ② 介護保険第2号被保険者で要介護状態又は要支援状態の方
- ③ 身体障害者手帳(2級以上)を持つ方
- ④ 同居者の就労等で1日につき8時間以上、上記①～③の方のみが在宅となる世帯の方

➤利用可能な日

祝日・12月29日から1月3日を除く、第三者による安否確認をとることができない日

※デイサービスなどで、当日数時間にわたり安否の確認がされている日はご利用できません。

➤お届け時間帯

昼食:9時～12時30分 夕食:14時～17時

※配達時間の指定はできません。

※直接手渡しにて安否確認を行います。配達時間にはご在宅が必要です。

➤自己負担額

お選びいただくお弁当の種類によって異なります。裏面をご確認ください。

➤申請方法

受付窓口:高齢政策課、各地域包括支援センターまたは各福祉相談センター

申請書類:申請書、利用承諾書、利用調査票、家族の勤務等状況届(対象者④の方のみ)

※昼食または夕食を選択し、利用可能な日をご確認ください。

※申請から配食の開始まで最短で一週間かかります。

➤注意点

安否確認を目的とした事業です。通院の際には業者に事前連絡にて配達のカANCELを行ってください。買い物等の自己都合による不在は原則再配達を行いません。

必ず、ご在宅をお願いいたします。

